

1 事業概要

肝炎ウイルスによる肝がん又は重度肝硬変の患者（年収 370 万円以下）について、肝がん・重度肝硬変の高療該当入院関係医療・外来関係医療・合算関係医療で、過去 24 月で高療限度額を超えた月が 1 月以上の場合に、2 月目以降の医療費に対し、高療限度額と 1 万円（自己負担）の差額を公費助成。

2 現状・課題

R6 から認定要件が緩和され、指定医療機関へ制度周知をした。また各医療機関にて、対象となりうる患者を抽出し、患者・家族へ制度説明をアプローチしたことにより、申請件数が例年比で増加している。

＜認定患者数＞ H30: 2、H31:16、R2:13、R3:43、R4:44、R5:50、R6:45（R6.12 月末）

- 課題 1 患者・家族への制度周知の強化、指定医療機関の充実

（R6.12 月末現在 102 機関）

- 課題 2 認定要件のさらなる緩和

3 これまでの対応

- ① 認定要件緩和にともなう制度周知

早期に府リーフレットを改定し、医療機関や保健所等へ配布。

- ② 拠点病院における好事例の共有

肝炎医療コーディネータースキルアップ研修にて、各拠点病院が取り組んだ、対象患者の抽出、患者・家族へのアプローチ方法について、共有した。

- ③ 本制度の周知強化（B 型肝炎患者等への個別案内）

医療機関等への制度周知とともに、核酸アナログ申請等で肝がん罹患判明の患者への制度案内。

- ④ 未指定医療機関への働きかけ

がん診療連携拠点病院等から未指定機関を抽出し、働きかけ。